

## 平成28年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年12月13日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教育課課長補佐	原島 保君
病院事務長	河村 光春君		

平成28年第4回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成28年12月13日(火)

午前10時00分開会・開議

会期 平成28年12月13日～12月16日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 5番 小峰陽一 議員 6番 石田芳英 議員	
3	---	会期の決定について	決定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ	---
6	議案第80号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第81号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第82号	奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第83号	奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第84号	奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第85号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第86号	東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約	原案可決

(午前11時34分 散会)

午前 10 時 00 分 開会

○議長（須崎 眞君） これより平成 28 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番 小峰 陽一議員

6 番 石田 芳英議員

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 6 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 平成 28 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 6 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日 12 月 13 日から 12 月 16 日までの 4 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

上程された議案は、町長提出議案 13 件であります。本日 13 日及び 14 日の 2 日間で審議いたします。

次に、12 月 16 日は、本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い閉会する予定です。通告者は 10 名で通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 80 号から議案第 82 号までの一部改正条例につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 83 号と次の議案第 84 号の 2 議案につきましては、関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 85 号の一部改正条例及び次の議案第 86 号の規約の一部改正につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

本日の審議は、この議案第 86 号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議 2 日目の明日 12 月 14 日に行うことに決定しております。

本会議 2 日目は、補正予算の審議を行います。議案第 87 号から議案第 92 号までの平成

28年度の一般会計を初めとする補正予算の6議案については一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書につきましては提出がありませんでしたので、各常任委員会は開催されません。

以上が、上程別、採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月16日までの4日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に、秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要を、まず、秋川流域斎場組合議会議員、高橋邦男議員よりご報告願います。

高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） おはようございます。

では、平成28年第2回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る10月24日午後1時30分から、西秋川衛生組合会議室で定例会が開かれ、町からは町長、小峰議員、私、高橋と、天野住民課長が出席しました。

議長より開会の挨拶の後、会議録の署名議員の指名、1日の会期の決定がありました。

次に、諸般の報告では、初めに、橋本管理者から、去る8月16日から9月30日までの長期にわたり病気療養のため休職し、その間、河村町長に職務代理を務めていただき、多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことに対し、御礼の挨拶がありました。

施設の利用状況は、火葬場及び式場ともに順調に稼働していること、また、今年度9月30日までの利用状況は、火葬状況として、あきる野市374件、日の出町127件、檜原村20件、奥多摩町76件、組合外43件の合計640件で、前年度比較では35件の増加となり、式

場の利用状況は、あきる野市 119 件、日の出町 53 件、檜原村 4 件、奥多摩町 20 件、組合外 14 件の合計 210 件で、前年度比較では 7 件増加しており、組合内の利用率は、火葬場・式場ともに、全体の約 93%となっているとの報告のほか、日の出斎場は、平成 13 年 4 月 1 日の供用開始以降、既に 15 年が経過していることから、長期修繕計画を作成し、計画的に施設の修繕・改修を行っており、今後も斎場組合の運営に当たって多くの皆さんに安心してご利用いただくことを第一に、誠意をもって対応していくとの挨拶がありました。

次に、平成 27 年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について、管理者から、歳入歳出差し引き残額 1,826 万 9,000 円を次年度に繰り越すとの説明があり、事務局長からは総括説明があり、歳出、総務費の中で平成 25 年 5 月 1 日の奥多摩町の加入に伴い、平成 7 年度から平成 24 年度までに要した経費に係る、負担分 1 億 5,715 万 1,000 円のうち平成 27 年度分として 5,200 万円を歳入計上するとともに、同額を奥多摩町加入配分金として、あきる野市、日の出町及び檜原村に支出し、平成 27 年度をもって奥多摩町加入負担金及び配分金は全ての精算が完了したこと、また、今後について、長期修繕計画に基づく大規模改修が予定されており、平成 32 年度で供用開始後 20 年を迎え、大規模改修に続いて式場建具、電気・空調設備、給排水設備等の改修が見込まれることから、引き続き経費の削減に最大限の努力を行うとともに、計画的な建物設備整備基金への積み立てなど総合的に勘案し、施設改修等に伴う支出の増加に対応しながらも、組織市町村負担金については当分の間、現行予算の範囲内で維持する見込みとの財政運営の展望が示されました。

長期修繕計画に基づく基金充当工事の今後の見込みでは、火葬炉の増設を平成 30 年度に計画しているとの説明の後、質疑では、ホームページ更新委託料、排ガス・臭気・騒音測定委託料等についての質問があり、答弁の後採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成 28 年度、秋川流域斎場組合会計補正予算（第 1 号）については、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,926 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,537 万 8,000 円とする説明の後、質疑、討論もなく、採決した結果、原案のとおり可決されました。

以上で、平成 28 年第 2 回秋川流域斎場組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、原島幸次議員よりご報告願います。

原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 平成 28 年第 2 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告をいたします。

初めに、第 2 回定例会ですが、去る 10 月 24 日午後 3 時から、西秋川衛生組合会議室で開かれ、町からは、町長、宮野議員、澤本議員、私、原島と天野住民課長が出席いたしました。

議長より開会の挨拶があり、会議録の署名議員の指名の後、会期を 1 日限りと決定しま

した。

次に、諸般の報告では、議長より管理者から付議された案件は議案4件との報告があり、管理者から平成27年度決算認定及び補正予算等の提出案件と、定例会終了後に全員協議会を開催し、汚泥再生処理センター整備事業並びに公共施設等総合管理計画に係る報告をさせていただきたいとの説明がありました。

最近の運営状況は、最終処分場の地下水の水質について、去る6月21日に開催した最終処分場の環境保全等に関する網代自治会運営協議会の環境報告において、規制値を超える有害物質は検出されていないが、水質調査のモニタリングを強化するとの報告がありました。

次に、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更については、管理者から提案理由の説明があり、事務局長から内容説明の後、質疑もなく、採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成27年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定については、管理者から提案理由の説明があり、会計管理者から詳細な説明の後、質疑では、不用額、放射性測定器校正業務委託料、有価物売却代などについての質問があり、それぞれ答弁の後、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、平成28年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について、及び平成28年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）は、関連があることから一括上程を行い、ごみ処理負担金の変更では、構成市町村負担金を5,000万円減額し、補正予算（第1号）では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,609万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,149万7,000円とする説明の後、質疑もなく、それぞれ採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、定例会終了後、全員協議会が開かれ、報告では、（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備事業に係る概略スケジュール及び西秋川衛生組合公共施設等総合管理計画について、事務局長及び事務局次長の説明の後、質疑もなく終了しました。

以上で、平成28年第2回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。  
○議長（須崎 眞君） 以上で、西秋川衛生組合議会定例会等の報告は終わりました。  
次に、閉会中に総務文教常任委員会及び経済厚生常任委員会が開かれておりますので、その概要を、まず、総務文教常任委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。

高橋邦男議員。

〔総務文教常任委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（高橋 邦男君）では、議会閉会中に開催しました総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は10月15日午前10時より、本委員会委員6名と議会事務局職員1名随行のもと、町内各所で開催されておりました「おくてんアートフェスティバル」の会場の視察を行いました。

当日は、9カ所の現場をおくてん実行委員会の海野委員長と教育課岡部教育係長の案内のもと、各会場のアーティストから説明を受けました。

初めに、栃寄の「風呑窯」では、ひぐちさんより窯炊きについて繊細な温度管理を行っている旨の説明をいただいた後、窯の内部を見学させていただきました。

次に、南氷川の「どんぐりの森づくり館」では、水彩とステンドグラス作品について、牧野さんから説明を受けました。

次に、海沢の「黄色い家・リマーニ」にて広瀬さんから、てのひら山野草の説明を受け、奥多摩町外の方ならではの視点で身近にあるコケや雑草を利用して作品をつくっている旨のお話がありました。

次に、同じく海沢の「工房滝澤」にて陶芸展を見学し、作家の滝澤さんからは「奥多摩町では他の市町村と違い、消防署に届けることで野焼きをすることができる」ため、この地を選んだことのお話を伺いました。

次に、安寺沢の「アトリエ緑山小舎ギャラリー」では、作家の石山さんから油彩画等の作品について説明を受けました。また、こちらでは平成26年の雪害で雪崩被害を受けたこともあり、当時の写真等も展示されており、雪害の状況についても説明を受けました。

昼食は、鳩ノ巣の「山鳩」でとり、このレストランで開催されていました向原さんの墨彩画展を見学しました。

次に、小丹波の「蔵ギャラリー 中道」では、作家の原島さんから水彩画についての説明を受けました。

次に、大丹波の「ミゲル」にて、写真家の曾田さんから作品の写真について説明を受けました。また、曾田さんが住み、仕事をしているこの建物は、町の空家バンクの利用により入居した建物とのことでありました。

最後に、丹三郎の「椿堂」で、作家の羽尾さんに木の家具についての説明をいただきました。羽尾さんからは、作品の説明のほかにも、「奥多摩に住もうとするアーティストは、多少建物が古くても作業スペース付であればこれからも移住してこられるのではないか」とのお話があり、午後3時30分に視察を終了したところであります。

今回の視察で、多くの芸術家の皆さんが町外からこの奥多摩に住居を構え、生き生きと生活され、活動されている姿がとても印象的でありました。

また、多くの方が奥多摩の魅力について熱く語っていたことに感動しました。そして、奥多摩の不便さを生活の一部として受け入れ、不自由しているどころか楽しんでいるかのように思いました。

この奥多摩に生まれ育った私たちよりも、奥多摩のよさを知り尽くしているのではないのでしょうか。

訪問した芸術家の方の中に、空家バンクを利用されて入居された方もおられましたが、今後、空家の持ち主の方に理解・協力を仰ぎ、空家バンクをさらに充実させ、若者住宅とともに奥多摩の古民家も定住化の大きな柱となることを願う視察でもありました。

以上で、総務文教常任委員会の視察報告を終わりにいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

次に、経済厚生常任委員長、師岡伸公議員よりご報告願います。

師岡伸公議員。

〔経済厚生常任委員長 師岡 伸公君 登壇〕

○経済厚生常任委員長（師岡 伸公君） それでは、議会閉会中に開催いたしました経済厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、10月17日午前9時半から大澤議員を除く本委員会委員5名と議会事務局職員2名随行のもと、森林保全及び観光に資する森林資源整備事業を実施した現場視察を行いました。

当日は、あいにくの雨でありましたが、原島観光産業課長、山宮観光商工係長の案内のもと視察現場に向かいました。

初めに、氷川字大沢入の「航空電子グループの森」の視察を行いました。この森は、奥多摩町福祉会館を木造で建てかえるために利用された町有林の伐採跡地に、平成16年度森林保護と水源涵養、グループ社員の森林保全体験を通じての環境意識向上を目的として開設された森で、面積は1.33ヘクタール、過去には、旧氷川中学校の学校林として、当時の生徒たちの手で育てられていた歴史のある町有林であります。

次に、同じく氷川字大沢入にある、「奥多摩・昭島市民の森」の視察を行いました。ここは、平成16年度に昭島市制50周年を記念して、多摩川流域の源流と下流という関係から、町内町有林の伐採跡地で水源涵養や環境意識向上を目的として、水源地域で森づくりを行うため植栽をされた場所であります。

その後、下刈り、除伐、枝打ち、間伐や、また、毎年、森林教室が開催され、このほかにも少年野球のメンバーがこれらの縁で当町において合宿を行う等、今も多くの昭島市民が町に訪れてくれております。

次に、観光に資する森林資源整備事業の現場である「むかし道」小中沢観光トイレ付近と、同じく「むかし道」いろはカエデ付近の現場を視察いたしました。この事業は、観光振興を図る目的として眺望、景観に着目して森林観光ルート of 環境整備を行うもので、小中沢観光トイレ付近の現場では、スギ等205本伐採し、それまで木々に覆われていた「むかし道」より、沢や多摩川を見渡せるようになり、道沿いも非常に明るくなっておりました。

また、いろはカエデ付近の現場も396本伐採されたとのこと。多摩川を見渡せるようになり、ここの道沿いも大変明るくなり、訪れた観光客の目をみはる光景が想像できたものでした。非常によい事業と考えられますので、引き続き事業実施ができますよう、町では東京都に対しての要望を行っていただきたいというふうに感じました。

次に、日原鍾乳洞の見学に向かいました。

ここでは、日原保勝会、事務局長の原島二三和さんにご案内をいただき洞内に入りまし



た。平成 25 年度以降、照明の L E D 化等、事業費約 7,000 万円をかけ整備を行ったとのこと。東京都、奥多摩町の補助金以外の約 3,500 万円は、日原保勝会で賄ったとのこと。そして、整備したことによりその後、毎年来遊者が増えていること等の説明を受け、洞内の見学後、鍾乳洞の売店食堂にて昼食をとり、午後 1 時 30 分に視察を終了いたしました。

今回の視察につきましては天候不順もあり、何度となく関係部署にはご苦勞をかけました。非常に感謝を申し上げます。また、視察を通し、森林を持つ奥多摩町の重要性を再認識することができたとともに、森林保護と水源涵養に深いご理解を示してくださる関係者のご努力に感謝申し上げ、経済厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。

河村町長。

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、平成 28 年第 4 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、本年も残すところ 2 週間余りとなりました。振り返ってみますと、4 月 14 日から 16 日にかけて発生しました熊本県熊本地方を震源とする地震では、観測史上初めて震度 7 の地震の連続発生が記録されたことなどから、皆様もご承知のとおり、阿蘇大橋の崩落や熊本城の石垣の崩落のほか多数の建築物の被害に加え、人的な被害についても 130 名を超える方がお亡くなりになるなど甚大な被害が発生し、当町においても被災家屋の診断等の業務のため町職員を派遣し、復旧・復興支援を行うとともに、町民皆様に義援金、募金をいただき、熊本県町村会に送金し役立てていただきました。

その後も、6 月 20 日未明からの梅雨前線の影響による 1 時間に 100 ミリを超える猛烈な雨、9 月 4 日に上陸した台風 12 号による雨など、地震により地盤が緩む中での大雨や、10 月 8 日には、36 年ぶりに阿蘇山の中岳第一火口において爆発的噴火が発生するなど天災が相次いで発生いたしました。一日も早い復旧・復興を祈念するところであります。

また、記憶に新しいところでは、11 月 22 日に福島県沖で発生したマグニチュード 7.4 の地震では、福島県白河市、茨城県高萩市等において震度 5 弱を記録し、福島県、宮城県に津波警報が発令される中、仙台市仙台港で 1.4 メートル、福島県相馬市では 90 センチメートルの津波が観測されました。

また、11 月 24 日には、町内でも 10 センチメートルを超える積雪を記録いたしました。東京都心において 11 月では 54 年ぶりとなる降雪、また、観測史上初めてとなる積雪が確認をされました。平成 26 年 2 月に発生した大雪による当町の被害も記憶に新しいところですが、近年地震等の天災や異常気象と思われる大雨、大雪が多く発生をしており、町内においても、これらに伴う災害の発生が危惧されるところでございます。

町といたしましては、これらの災害を教訓としながら、気象庁を初めとしたさまざまな情報に注視しつつ、災害発生に備えた準備を行っておりますが、防災行政無線による注意

喚起や集会施設を避難場所として開放するなど引き続き自治会等と連携を図りながら、住民の安全・安心を確保するために的確な対応を今後も行ってまいりたいと考えております。

次に、去る10月9日に、氷川小学校において第24回町民体育祭が開催されました。この町民体育祭は、昭和41年に制定されました10月10日の体育の日に合わせて、昭和43年に明治100年総合記念祭として第1回が開催されて以来24回を数えましたが、今回をもちましてその歴史に幕がおろされました。

当日は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたフラッグツアー歓迎セレモニーをあわせて開催し、小池百合子東京都知事、北京、ロンドンオリンピックの新体操に出場された、フラッグアンバサダーの田中琴乃さん、また、町民体育祭にゲスト出場されましたアトランタ、シドニーオリンピック、マラソンメダリストのエリック・ワイナイナさんを迎えて、1,500名を超える町民皆様が参加のもと、盛大に開催をいたしました。

雨の降る中での開催ではありましたが、途中、雨も上がり、エリック・ワイナイナさんの長距離走への参加やフラッグアンバサダーの田中琴乃さんの玉入れの参加など、思い出に残るものとなりました。これまでの町民体育祭のためにご尽力をされました多数の皆様方に対しまして感謝申し上げますとともに、今後これにかわる町民皆さんが楽しく集える行事を今後検討してまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に11月3日、秋の褒章において、消防団長の勝山一夫氏が、当町の現役消防団長として初めて藍綬褒章を受章されました。昭和62年4月の入団以来、約30年の長きにわたる消防団活動において、平成17年4月からは第2分団長、平成21年4月からは副団長、平成25年4月から現在まで団長の要職を歴任されており、長年にわたる消防団活動により町の防火防災、安全・安心への多大な貢献が認められたものであり、心から感謝と敬意を表すものであります。

次に今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第80号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第81号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例を定めるため、議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第82号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するものであります。

次に、議案第83号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第84号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、児童福祉法の一部を改正する法律の公布に伴い、規定を整備するものであります。

次に、議案第 85 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例は、子育て家庭への新たな支援を行うことにより、住環境の確保を図るため、規定を整備するものであります。

次に、議案第 86 号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約は、平成 29 年 4 月 1 日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会へ加入することに伴い、共同設置規約の変更を行うものであります。

次に、議案第 87 号から議案第 92 号までにつきましては、現在執行しております平成 28 年度奥多摩町一般会計及び特別会計、企業会計の計 6 会計の補正予算案でございます。

以上、条例の一部改正議案が 6 件、規約改正議案が 1 件、補正予算案件 6 件の計 13 件であります。

具体的な内容につきましては、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても、今後の事務事業の執行の上で必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただきご決定を賜りますようお願い申し上げます。

また、第 5 期奥多摩町長期総合計画の重点プロジェクトでもあります、奥多摩創造プロジェクト事業の一環として実施しております、若者定住応援住宅でございますが、平成 28 年 10 月 5 日から 11 月 15 日までの期間、小丹波ヲタギ下と海沢上野の 2 棟を募集したところ、37 件の仮申し込みをいただき、現地説明会を行った結果 19 件の本申し込みがありました。

奥多摩町では、少子高齢化対策として若者の定住を促進するために、15 年間以上継続して定住した場合に、実質無償で譲与する若者定住応援住宅を提供することから、本申し込みがあった 19 件には、子どもの人数、年齢や夫婦の年齢等による一次審査を行い、上位の申込者には、二次審査として自治会への加入等の意向をお聞きした上で入居者を決定し、この 12 月 10 日にプレスリリースを行いました。小丹波ヲタギ下の住宅には、10 人家族、海沢上野の住宅には 4 人家族が決定し、合計 14 名の転入が見込まれております。

また、現在建設中の町営若者住宅小丹波第一と町営若者住宅棚沢坂下の入居につきましても、8 月 5 日から 9 月 20 日まで募集を行ってまいりましたが、入居者が決定し、小丹波第一には 4 世帯で 13 名、棚沢坂下には 3 世帯で 10 名の合計 23 名が入居することになりました。

若者定住応援住宅、町営若者住宅あわせて 37 名の方々が奥多摩町で新たな暮らしを始めることになり、大変うれしく思っているところでございます。

この若者定住応援住宅事業では、小丹波ヲタギ下の住宅につきましては原島晴彦様、海沢上野の住宅につきましては酒井典子様から、住宅並びに土地のご寄付をいただきました。改めて、寄付をされた方々に感謝と御礼を申し上げますところでございます。

これらの事業では、空家等を活用することにより、地域の防犯、防災対策、新たな定住者の入居による少子化対策に加え、高齢化による地域の担い手不足の打開策となることも期待しております。入居者に対しましては、町としても安全・安心かつ快適な子育てができるよう 15 項目に及ぶ独自の子育て支援事業を初めとしたサポートを入居後も継続して

行ってまいります、一日も早く奥多摩町での生活に慣れていただくよう、地域の皆様からもご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、少子高齢化、若者定住化、地域振興等、町ではさまざまな課題を抱えておりますが、このような事情を十分にご理解いただき、かつ、これらの財源につきましては、東京都に町の特別な事情を訴え、今後とも財源確保を図ってまいる予定でございます。議員皆様方には、今議会で建設的なご議論、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。まして、第4回定例会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより、議案審議に入ります。

日程第6 議案第80号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 天野 成浩君 登壇〕

○住民課長（天野 成浩君） 議案第80号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部が改正されたことに伴い規定を整備する必要があるためでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要により説明申し上げます。

改正概要版をごらんください。

この条例の改正は、奥多摩町町税賦課徴収条例附則第18条の2として、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定を定めるものでございます。

具体的な内容は、前年中の「特例適用利子等」及び「特例適用配当等」の額に100分の3の税率を乗じて計算した金額を町民税の所得割として課することを規定で定めるものでございます。

「特例適用利子等」及び「特例適用配当等」とは、町内に住所を有する個人が、外国の法令に基づき当該個人等が構成員となっている当該外国において設立された団体から受け取る利子及び配当のことです。

ただし、同法施行令により適用される外国としては「台湾」のみが指定されております。

本規定の適用は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第80号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 80 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、石田議員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

今回、改正条文の適用となる外国は台湾のみというふうになっておるんですけども、これは何で台湾のみなのか、具体的に教えていただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 住民課長。

○住民課長（天野 成浩君） 6 番、石田議員のご質問にお答えいたします。

なぜ台湾のみかということでございますけれども、日本と台湾の間では、政府間の正式な国交がないことから租税条約の締結ができないため、この取り決めということで行われております。ですけれども、国内法を整備しなければいけないことから、この法、条例改正を行うものでございます。もう少し詳しく申しますと、租税条約というものは、65 カ国で締結されております。その部分、現在の条例では、18 条の 2 項で定められたものでございます。法改正すると 18 条の 3 の規定で定められるものでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 80 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 80 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 80 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 80 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 81 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 天野 成浩君 登壇〕

○住民課長（天野 成浩君） 議案第 81 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）が平

成 28 年 3 月 31 日に公布され、同法第 8 条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い規定を整備する必要があるためでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要版により、ご説明申し上げます。

概要版をごらんください。

この条例の改正は、奥多摩町国民健康保険税条例附則第 17 項及び第 18 項で、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定を定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、町内に住所を有する個人が、外国の法令に基づき当該個人等が構成員となっている当該外国において設立された団体から受け取る「特例適用利子等」及び「特例適用配当等」が住民税の所得割として課税されるため、国民健康保険税の計算におきましても、国民健康保険税所得割額の算定及び軽減の判定に用いる総所得額に含まれるものでございます。

なお、町税賦課徴収条例と同様に、同法施行令により適用される外国としては「台湾」のみとなります。

本規定の適用は、平成 29 年 1 月 1 日から施行されるものでございます。

以上で、議案第 81 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 81 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 81 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 81 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 81 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 81 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 82 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第 82 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例は、子ども・子育て支援新制度が、平成 27 年 4 月 1 日より施行されるに当たりまして、その前年の平成 26 年第 3 回定例町議会でご提案し、ご決定いただいたもので、女性の社会進出が加速したことで、出産後も引き続き勤務したいが、都市部を中心に保育所の数が足りないという実態を受けて新たに整備することとした家庭的保育事業等の 4 事業、1 つ目が、5 人以下の児童を保育する家庭的保育。次が、6 人以上 19 人以下の小規模保育。3 つ目が、一般にベビーシッターとして知られる居宅訪問型保育。4 つ目が、事業所が開設する事業所内保育について、児童福祉施設の避難用設備の構造要件が緩和されたことに加え、全国的な保育士不足により上記の家庭的保育事業等においても、保育士の確保が困難な状況に対応するための当面の間の措置として、保育士の配置要件の弾力化を図ることを目的に、関連する厚生労働省令が改正されたため、条例の規定を改めるものでございます。

なお、現在、これら 4 つの事業について町内での事業実施は行われておりませんので、当町に対する影響はございません。

それでは、条例改め文もございしますが新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の 10 ページをごらんください。

第 28 条小規模保育事業の設備の基準に関する規定のうち、同条第 7 号、ロの表中、4 階以上の階に保育室を設ける場合は、建築基準法第 123 条第 3 項に規定する屋内階段等を設置することと規定しておりまして、この 11 ページの避難用の行、1 の最初の下線部分の改正は、従来は、改正前の旧の部分にあるように、「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡」できなければならなかったものが、昨今の排煙技術の発展により、排煙方式が多様化していることを踏まえ、避難階段についても階段室に排煙設備を設けることで要件を満たすこととされたことから、保育室を 4 階以上に設ける場合に設置する屋内階段の排煙設備についても同様の取り扱いとするよう改めるもので、次の下線部分は、表中で引用する、建築基準法施行令第 123 条第 3 項の号番号が改正されたことから改めるものです。

次に、第 43 条、事業所内保育事業に関する改正につきましても、第 28 条の改正と同様の内容でございますので、説明は省略いたします。

次に、12 ページをお開き願います。

附則第5条の次に4条を加える改正ですが、この改正は、近年、待機児童対策として、保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況において、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等さまざまな対策を行っているところですが、都市部を中心に保育士不足は深刻な状況であり、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手のすそ野を広げるとともに、保育士の勤務環境を改善することで就業の継続的な支援につなげるための特例的な措置を規定するものです。

認証保育所につきましては、認可権限を持つ東京都が一括して基準の改正を行っておりますが、この家庭的保育事業等については市町村が認可権限を有することから、本条例で規定するものでございます。

今回の改正では、乳児または満二歳に満たない幼児が利用する小規模保育事業所A型及び事業所内保育所のうち、利用定員が20名以上の保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置条件について特例を設けるものです。

附則第6条では、これまで小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育従事者については、全員が保育士の資格を有することとし、利用者の人数に応じて配置する保育士の合計数に1を加えた人数以上とすることが義務づけられておりましたが、家庭的保育事業等が不足している状況を鑑み、特例的に保育士の数を1名以上とすることができるようにしたものです。

ただし、この場合には、保育士に加えて、町長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならないとするもので、同等の知識及び経験を有する者とは、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを終了した者等が考えられるものです。

次の附則第7条では、第6条と同様に、保育士不足により保育所が足りない実態から、当分の間、保育士の数の算定において幼稚園教諭もしくは小学校教諭、または養護教諭の免許を有する者を保育士としてみなして配置することができるとした規定です。

第8条では、当分の間、保育所を1日8時間以上開所していること等により、基準の範囲を超えて保育士を確保しなければならない場合、追加する保育士について保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めた者を保育士とみなすことができる規定です。

第9条では、第7条及び第8条の規定を適用しようとする場合、児童福祉法の規定に基づき登録された保育士の資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上、置かなければならないとする規定です。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第82号の説明を終了いたします。ご審議をいただきご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第82号の質疑を行います。



質疑はありませんか。

2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

本条例は、家庭的保育事業にかかわる法律ということで、奥多摩町では今、家庭的保育事業は行われていないということですが、将来的に家庭的保育事業を行うという予定はございますでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、家庭的保育事業の状況というのは、都市部で園庭等の面積要件がなかなか取れないというところで、ビルの中に設けるですとか、そういったことで保育のニーズにこたえるというものでございます。

本町におきましては、古里保育園と氷川保育園2園ございますが、十分に敷地面積も有しております。また定員等の状況ですが、今年の段階ですと、古里保育園はほぼ定員に満たしていると、また氷川保育園については、若干、定員に欠けるという状況でございます。今後の少子化対策等で保育ニーズが多くなったとしても、十分それにこたえられる容量はあるというふうに考えておりますので、この家庭的保育事業等については、余りニーズはないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第82号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第82号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第8 議案第82号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第83号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第84号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 83 号 奥多摩町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 84 号 奥多摩町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、いずれの条例も、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

これらの条例の改正のもととなった、児童福祉法の改正において、これまで、第 6 条の 4 第 1 項で規定していた養育里親に加え、新たに養子縁組によって里親となることを希望する者を第 2 項養子縁組里親として法定化するもので、これにより、里親を定義していた条項が第 6 条の 4 第 1 項から第 6 条の 4 全体となるものです。このため、里親についての定義を引用している条例について関連部分を改めるものでございます。

改正の目的として、保護者のいない児童や家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつ、その児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全育成を図ることを目的としており、養育家庭等には、里親として里子の養育に必要な経費も含め、養育費が支給されるとともに、里子の医療費助成についても受診券が支給されますので、養育家庭において負担が増えることはございません。

それでは、条例改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の 14 ページをお開き願います。

子どもの医療費の助成に関する条例では、助成の対象とならないものとして、第 3 条第 2 項第 3 号で、里親に委託されている者を規定している引用条項を、第 6 条の 4 第 1 項から第 6 条の 4 と改めるもので、次に 15 ページをごらんいただきまして、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例では、第 2 条第 3 項で、養育者に該当しない者として里親を規定している引用条項を第 6 条の 4 第 1 項から第 6 条の 4 と改めるものです。

附則といたしまして、いずれの条例も、法律の施行にあわせて、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で、議案第 83 号及び議案第 84 号の説明を終了いたします。ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 83 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 83 号の質疑を終結します。

次に、議案第 84 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 84 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 83 号及び第 84 号について、討論を省略し、採決したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 83 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第 83 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 84 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第 84 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 85 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

[地域整備課長 須崎 政博君 登壇]

○地域整備課長(須崎 政博君) それでは、議案第 85 号奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、若者住宅をさらに促進するため町営栃久保除ケ野住宅及び町営栃久保第二住宅の規定を整備する必要があるためでございます。

現在、実施している若者定住化対策をさらに推進するために、町営栃久保除ケ野住宅を若者住宅に変更し、安価な家賃にすることで、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図り、若者の定住化を図るものでございます。

また、町営栃久保第二住宅につきましては、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るために、新たに子育て家庭への支援制度を設け、子ども 1 人につき月額使用料を減額することで、若者の定住化をさらに図るものでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をいたします。

新旧対照表の 16 ページをごらんください。

奥多摩町営住宅使用条例(平成 7 年条例第 17 号)の一部を次のように改正するものでございます。

第 2 条表中、栃久保除ケ野住宅の項を削り、同表に若者住宅(栃久保除ケ野)、奥多摩町

氷川 459 番地と戸数 10 を加えるものでございます。

次に、第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号まで 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

次の 17 ページをお願いいたします。

第 6 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号として、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、第 7 条第 1 項中の下線部分の栃久保除ケ野住宅を削るものでございます。

次に、17 ページから 18 ページにかけてをお願いいたします。

18 ページの第 13 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に第 4 号として、栃久保第二住宅については、子ども（中学生以下）1 人につき月額 7,000 円を減額する。ただし、対象となる子どもの人数は 3 人を上限と改めるものでございます。

次に、第 30 条第 1 項及び第 2 項を削り、第 3 項を同条とするものでございます。

次の別表第 1、名称の項中、下線の栃久保除ケ野住宅を削り、若者住宅柵沢坂下の次に若者住宅栃久保除ケ野を加えるものでございます。

次の 19 ページをお願いいたします。

別表第二中、栃久保第二住宅の項中の使用料月額に 4 万 8,000 円、ただし条例第 13 条第 1 項第 4 号の規定により、子ども（中学生以下）1 人につき、月額 7,000 円を減額する。対象となる子どもの人数につきましては、3 人を上限とすると改めるものでございます。

次に、別表第二中、栃久保除ケ野の項を削り、同表の 1 項に若者住宅（栃久保除ケ野）を加え、使用料月額に 3 万 3,000 円、ただし条例第 6 条の 2 の規定により、入居期間を延長する場合は 6 万 6,000 円を加えるものでございます。

別表第 3、駐車場設置町営住宅の欄中、栃久保除ケ野住宅を削るもので、次の 20 ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、経過措置としまして、施行日において栃久保除ケ野住宅については、入居している者の使用料等については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 80 号の説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 85 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、小峰議員。

○5 番（小峰 陽一君） 5 番、小峰です。

ちょっと理解できないところがあるので、確認をさせていただきたい。

栃久保除ケ野住宅というのは、北氷川橋を渡った先ですよ。あそこには、若い人ばかりじゃないですよ、今住んでいるのが。その方たちはどうなるのですか。

それともう1点。栃久保除ヶ野住宅の3,000円が、駐車場の3,000円というのはゼロになるということでもいいですかね。その2件、お願いします。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、小峰陽一議員の質問にお答えします。

栃久保除ヶ野の住宅につきましては、今、現在7世帯の方が住んでおります。家賃としましては5万3,000円で、今現在、この若者住宅に対象となる方が3世帯ございます。そうしますと、従来から住んでいる方につきましては、対象となる方につきましては一応ご説明申し上げまして、若者住宅にすると今現在の家賃が、5万3,000円が3万3,000円になります。ただし、若者住宅には要件の規定がございまして、年齢で30歳以下が12年、40歳以下が10年、50歳以下が7年という規定がございまして、その規定が出てきますので、今住まれている方が若者住宅の規定に変更する場合であれば、その規定に沿ってやっていただかねばなりませんけど、今までの従来の5万3,000円でよければそのままというような形になります。ただし、もし30歳の方が12年過ぎますと、その方はその住宅を出てもらわなければならないようなことになります。そのために、一応、今住まわれている方につきましては、不利益にならないように説明をよくしていきたいと思っております。

それと、もう2点目の、駐車場の3,000円というのは、若者住宅が、海沢、小丹波、川井、今度できる、棚沢にあるんですけど、その場所によってその規定の3,000円というのは設けております。

以上で、ご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） 5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） もう一回ちょっと確認をさせてください。

除ヶ野住宅には確か60以上の人が何軒か住んでいるような気がするんですけど、その方たちはそのままいられて、今までの5万幾らで住めるということですかね。

それと、3,000円の説明がよくわからないんですけど、除ヶ野がただになるんですかね。ちょっとそれを確認させてください。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、小峰陽一議員の質問にお答えします。

今現在、住んでいる方については、従来どおり今の家賃で住めるということになります。それで、駐車料金の3,000円でございますが、これにつきましては、ただになるということではございませんで、その場所によって駐車料金を徴収しているところと、駐車場が確保できないところについては駐車料金をいただいていない場所もあるということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） すみません。私のほうから補足で説明のほうをさせていただきます。

3,000円の駐車料金につきましては、若者定住応援住宅のほうでは、既に規定をされて

おりますので、今回、除ケ野住宅が若者定住応援住宅になるということで規定を変えるものでございますので、若者定住応援住宅の駐車料金に該当するということとなります。そのための削除でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

ただいま補足のほうでもう1点。現在住んでいる方につきましては、ご本人の不利益にならないように経過措置をつけて引き続き住めるような形にすると。今回、改正の理由にございますのが、若者定住応援住宅を古里、棚沢に現在、募集をしておりますが、そこを漏れた方を町営除ケ野住宅や栃久保第二住宅にあっせんをしております。

またかつ、奥多摩に暮らしたい方、定住応援バンクにいる方が150軒おりますが、実際には新しくつくる住宅と現在の町営住宅を比較すると、実際には栃久保除ケ野住宅と第二住宅に入居者が来ないというような状況が今、現状では起きております。それを解消するために、今回若者住宅に変えることと、かつ、子育て支援を厚くすることで、入居者の募集を図るために条例を改正するものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） すみません、ちょっとしつこくて申しわけないです。

駐車場は、若者住宅の場合には料金に含まれているから取らないというふうにとっていいんですか。

○議長（須崎 眞君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 若者定住応援住宅の規定にも、駐車料金3,000円という規定がございますので、今回の除ケ野住宅につきましては若者定住応援住宅になりますので、若者住宅の3,000円になるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。9番、原島議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

1件、確認させていただきたいんですが、除ケ野住宅で今5万3,000円が入っている方がいて、子どもさんがいる家庭もいると思うんですが、その方はこれから安くなっていくわけですね、子どもさんの6,000円ずつ差っ引いていくから。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 9番、原島幸次議員のご質問にお答えします。

ご質問の内容につきましては、先ほどもご説明していますが、今現在の、その要件に満たない方については、現行のとおり住んでいただきまして、その対象となる世帯が今3世帯ぐらいございまして、50歳以下で中学生以下の子どもがいる、また、40歳以下の夫婦で子どもがいらっしゃる方につきましては若者住宅の対象となりますので、3万3,000円という形になります。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 9 番、原島議員。

○9 番（原島 幸次君） 原島でございます。

すみません。それは、今 3 軒いるということは、それはもう皆さんには話はされているということですか。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それにつきましては、今回の条例の可決をいただきまして、1 月 1 日が施行日となりますので、それ以降に周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 85 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 85 号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 85 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第 85 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 86 号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 86 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合から、平成 29 年 4 月 1 日から東京都市町村公平委員会に加入したい旨の申請があったことにより、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるためでございます。

規約改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の 21 ページをごらんください。

公平委員会を共同設置する地方公共団体を規定しております、別表に新たに3団体を追加するため、別表中のあきる野市をあきる野市、西東京市に、稲城・府中墓苑組合を稲城・府中墓苑組合、柳泉園組合、多摩六都科学館組合に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行するものでございます。なお、ただいま上程の規約改正につきましては、構成団体個々の議会の議決を経たのち、公平委員会の代表団体でございます市町村職員退職手当組合で議決書を取りまとめ、東京都知事へ届け出し、許可を受けることとなります。

以上で、議案第86号の提案の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第86号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第86号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第86号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第12 議案第86号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。

よって、議案第86号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議2日目は明日12月14日午前10時より開議しますのでご承知おきください。本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午前11時34分 散会



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員